

さ情審査答申第100号
平成25年 7月17日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

貴職から受けた諮問第167号及び諮問第207号に係る以下の異議申立てについて、次のとおり答申します。

なお、これらの事案については、同一の異議申立人による類似性及び実質関連性が極めて高い事案であることから、併合して審査しました。

- 1 平成23年12月1日付け南区コ第1079号による諮問第167号「一步会補助金返還について経緯の分かる資料・補助金が返還されたことがわかる資料」（以下「本件対象行政情報①」という。）の一部開示決定（以下「本件処分①」という。）に対する異議申立て
- 2 平成24年7月31日付け南区コ第675号による諮問第207号「さいたま市補助金等交付規則第18条及び第19条に基づく、一步会（南区）についての行政情報。過去5年分にかかる補助金取消通知及び返還命令書並びに決定取消通知書」（以下「本件対象行政情報②」という。）の不開示決定（以下「本件処分②」）という。）に対する異議申立て

第1 審査会の結論

本件対象行政情報①については、開示した部分を除き、不存在と認められる。また、本件対象行政情報②については、開示請求に係る行政情報がなく、同じく不存在と認められる。

よって、本件処分①及び②は、いずれも妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象

行政情報①及び②に対する開示請求に対し、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分①及び②について、それぞれ変更し、取り消して開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 本件処分①について

本件対象行政情報について、経緯のわかる資料、補助金が返還された事がわかる資料について開示請求したが、「一步会」からの文書及び調定伺書のみが開示された。補助金返還の経緯については、開示された文書からは不明である。

平成23年5月18日付け総務部長通知「適正な文書事務の執行について（通知）」によれば、「事案の処理は、文書によることを原則とする。」とされている。よって、事案の処理は文書で為されたと思慮する。本件について、経緯のわかる資料（文書）の開示を求める。

(2) 本件処分②について

ア 平成23年5月18日付け総務部長通知「適正な文書事務の執行について（通知）」によれば、「事案の処理は、文書によることを原則とする。」とされているが、「一步会」からの補助金返還に関しては調定伺書しか作成されていない。調定伺書は、事実上の伝票であり詳細は窺われない。

貴重な市民の税金から支出される補助金であり、勝手に返還しても良いとは、「さいたま市補助金等交付規則」（平成13年さいたま市規則第59号。以下「交付規則」という。）及び「南区魅力あるまちづくり推進事業補助金交付要綱」（平成15年5月1日施行。以下「要綱」という。）に明記されていないため、補助金の交付決定の取消しに関する文書及び返還を命じる文書が作成されていると思料するので開示を求める。

イ 「一步会」の代表者から受けた南区長和田浩二宛「南区魅力あるまちづくり推進事業補助金」の返還に関する文書は、「交付規則」及び「要綱」に基づかない不適切な文書である。

ウ 実施機関は、補助金が自主的に返納されたために行政情報は存在しないとするが、精査すると補助金交付決定は事実上有効であり、補助金交付決定の取消しを怠っている。

エ さいたま市情報公開・個人情報保護審査会は、さいたま市長へ「適正な文書事務の執行について（通知）」に基づき「一步会の補助金返還に

ついて（報告）」の文書を作成するように意見を付記してください。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

1 本件処分①について

(1) 本件対象行政情報①について

「一步会」に対して、要綱に基づき、平成20年度、平成21年度、平成22年度の3回補助金を交付したが、平成23年10月28日「一步会」から補助金の返還がされたものである。

異議申立人からの開示請求に対して、「一步会」からの補助金返還に係る「経緯のわかる資料」及び「補助金が返還されたことがわかる資料」として、「平成23年10月28日付け ボランティアグループ一步会からの文書」及び「調定伺書（伝票番号 650219260-00-00）」（以下「調定伺書」という。）を特定し、開示したものである。

(2) 本件異議申立てについて

異議申立人が開示を求めている「補助金の返還の経緯のわかる情報」とは、「なぜ補助金を返還したのか」という理由が記された、行政が作成した文書情報である。返還理由については、「一步会」からの補助金返還に際して添えられた文書に記載されているとおりであり、その他に理由がないことから、他の理由を記した行政情報は存在しない。

また、異議申立人は「事案の処理は文書で為されたと思慮する」と主張するが、補助金の返還時期、返還者、返還金額及び返還理由については、「一步会」からの補助金返還に際して添えられた文書に全て記載されていること、及び補助金返還の事実を示すものとして、調定伺書により補助金返還金の収入処理を行ったものであり、これ以外の文書は作成していない。

したがって、本件処分において、条例第7条第2項に該当する個人情報が含まれている部分を除いて、補助金返還に関する実施機関が保有する行政情報をすべて開示したものである。

2 本件処分②について

(1) 本件対象行政情報②について

「一步会」に対し、要綱に基づき、平成20年度から平成22年度までの各年度に補助金を支出したものであるが、事業が完了した平成23年度に補助金総額の相当額（各年度30万円、合計90万円）が返還されたことに対し、その返還理由を示す「交付規則第18条第19条に基づく、補助金取消通知及び返還命令書並びに決定取消通知書」の開示が

請求されたものである。

(2) 本件異議申立てについて

異議申立人は「一步会」からの補助金返還に対し、返還に対する手続きが発生しているはずであると主張するが、この返還は「一步会」の都合を理由とする自主的な返納であり、交付規則第18条（決定の取消し等）に該当する事案が無く、同第19条（補助金等の返還）に基づくものではないことから、行政情報は存在しないため、不開示としたものである。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報①について

本件対象行政情報①は、「一步会補助金返還についての経緯の分かる資料・補助金が返還されたことがわかる資料」であり、実施機関は、本件開示請求に対し、「一步会補助金返還について経緯の分かる資料」として、「ボランティアグループ一步会」代表から補助金返還に際して添えられた文書を、「補助金が返還されたことがわかる資料」として、調定伺書を特定し、それぞれ条例第7条第2号に規定する個人に関する情報の部分を除いて、開示した。

異議申立人は、補助金返還の経緯について開示された文書からは不明であり、「事案の処理は、文書によることを原則とする。」（前記総務部長通知）との適正な文書事務の執行方針に準拠した行政情報が作成され、存在するはずであると主張し、異議申立てを行ったものである。

2 本件対象行政情報②について

本件対象行政情報②は、交付規則「第18条及び第19条に基づく、一步会（南区）についての行政情報。過去5年分にかかる補助金取消通知及び返還命令書並びに決定取消通知書」であり、実施機関は、本件開示請求に対し、平成20年度から平成22年度までの各年度補助金の額に相当する金額が、当該団体から自主的に返納されたもので、上記に述べた行政情報以外に該当するものはなく、不存在であるとして不開示決定を行った。

異議申立人は、実施機関における補助金に係る事務処理が不適正であることを指摘し、同時期に問題となった他の団体の補助金の返還手続きの実例を挙げて、本件開示請求に係る行政情報の存在を主張し、異議申立てを行ったものである。

3 行政情報開示請求の単位及び範囲について

実施機関においては、文書の整理方法として、いわゆるファイリングシステムを実施している。これは、必要な文書を必要に応じて即時に利用し

得るように、体系的に整理・保管し、ついには保存又は廃棄するに至る一連の制度であり、保管単位である課所ごとに、事務事業の種類、内容等によって分類し、関連する行政文書を一つのファイルにまとめて保有し、管理するシステムである。情報公開制度では、一つの文書ファイルにまとめられた複数の文書又は相互に密接な関連を有する複数の文書の開示請求を一つの開示請求書によって行うときは、当該複数の文書を1件の行政文書とみなして取扱うこととしている。勿論、当該複数の文書のうち、特定の文書についてのみ開示請求することは可能である。

相互に密接な関連を有する行政文書の範囲については、当該文書の種類、内容等によって客観的に判断し、分類されるものであり、例えば、情報公開制度における不服申立てに関する文書については、開示請求書、決定書、不服申立書、諮問書、答申書等といったものは、相互に密接な関連を有するものとして、フォルダにまとめられファイルされている。

以上の点を踏まえて、本件対象行政情報を検討すると、本件処分①における対象行政情報は、本件処分②における対象行政情報を含むものと解される。

本件対象行政情報①は、前述のとおり、「一步会」の補助金返還についての開示請求であるから、仮に、交付規則及び要綱に基づく補助金の返還であれば、(補助金額の確定後においても、補助金交付決定の取消しは可能である。交付規則第18条第2項)本件対象行政情報②の情報を含めて、当該開示請求に対する開示、不開示の決定をしたはずである。

ただし、本件処分①にかかる開示請求は、平成23年11月1日付けであり、本件処分②にかかる開示請求は、平成24年4月20日付けであるから、5か月余の時の経過があり、この間に開示、不開示の決定に影響を及ぼす、明らかな事情の変更があれば問題であり、当該事情の変更の存否を確認する必要があるが生ずる。

4 本件処分①及び②の妥当性について

(1) 本件処分①について

実施機関の説明によると、要綱に基づく補助金の交付申請に対しては、南区魅力あるまちづくり推進事業補助金申請交付審査委員会(担当南区総務課)を開催し、その審査を経て交付決定を行っている。

この補助金は、南区における地域コミュニティの醸成と魅力あるまちづくりの推進を目的としたコミュニティ会議等の団体が行う事業に対して行うもので、南区コミュニティ会議認定団体である「一步会」の行う事業に対して、要綱に基づき平成20年度から平成22年度の各年度に補助金を交付した。

交付に当たっては、上記審査委員会の審査を経て決定し、計画どおり事業が実施され、実績報告書が提出されたので、審査した結果適正であると認められ、補助金額の確定を行った。

「一步会」は、同会規約（平成20年1月6日制定）第3条で「人と人とのつながりを大切にするコミュニケーションを結び、互いにサポートし支え合う、さまざまな活動を推進することにより、心豊かで住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。」とし、「心豊かに笑顔で挨拶」、「生きがい・喜びやゆとり・くつろぎの機会創設」及び「地域の歴史・文化の理解とその伝承活動により、郷土を愛する豊かな心を育む活動の展開」を行うと定めている。

本件事案で問題となっている各年度補助金の額に相当する金額の自主的返納（開示した調定伺書の摘要欄に「南区魅力あるまちづくり推進事業補助金返還金」と記載されているが、要綱に基づく返還金と読み取られるおそれがあるので適切な記載ではない。）については、実施機関の説明によると、「一步会」の代表から平成23年10月28日に、事前の予告等もなく担当課窓口で現金と同人名の同日付け文書を添えて返納したものである。対応した職員が当該文書に記載されている「会の事情により」とはどのような事情なのか質したところ、回答なく、ただ「置いて帰るのだ」と言うだけであった、という。この間のやりとりを記録した文書等は作成されていない。

担当課としては、過年度のもので予定なしに返納金が発生したことから財政当局と協議し、雑入（その他の雑入）として入金措置をとったもので、この経緯を記録した文書等は作成されていないため、本件処分①により、開示した行政情報以外に開示請求に対応するものはないと主張する。

以上述べたことから、開示した行政情報以外に本件開示請求に対応する行政情報は存在しないという実施機関の主張に不自然な点はなく、本件開示請求に対応すべき、開示した行政情報以外の行政情報の存在を認める具体的な事情を確認できなかったため、本件処分①は妥当であると判断するものである。

(2) 本件処分②について

本件処分②については、本件処分①に係る開示請求の日から5か月余経た後になされた開示請求に対するものであるが、本件処分①についてこれを変更すべき特別な具体的事情は認められない。

異議申立人が主張している他団体の補助金返還の例は、交付規則に基づく補助金返還の例である。本件事案における補助金の額に相当する金

額の自主的返納とは、内容、性質等において、異なるものであり、異議申立人の主張は採用できない。

また、異議申立人以外の者から市長あてに提出のあった平成23年9月1日付け「さいたま市職員措置請求書」に対しては、「一步会」代表から各年度補助金の額に相当する金額の返納のあった日の3日後の平成23年10月31日付けで、さいたま市監査委員4人の連名による却下の通知が市長宛に出されている。その理由は、「当該請求に係る補助事業対象団体より、補助金交付額30万円が返還されたため、監査の対象とはならなくなりました」ということである。

異議申立人は、本件事案における補助金の交付について、交付規則に基づき交付決定を取消し、それに関連した行政情報の開示を求めているが、当審査会は、当該取消事由の存在を確認することができなかった。したがって、本件対象行政情報②の存在をも確認できなかったところである。

以上のことから、本件処分②は、妥当であると判断した。

なお、異議申立人のその余の主張等については、上記結論に影響がなく、当審査会の権限外の事項でもあることから言及しない。

5 以上の次第であるから、当審査会は、本件2件の異議申立てに理由がないので、前記第1のとおり答申するものである。

6 付帯意見

当審査会には、本件における補助団体の補助金相当額の自主的返納の具体的理由、当該返納金の取扱い方法、手続き等について審査する権限はないし、これらの事項について言及する立場にない。しかしながら、本件諮問に係る事案の審査に当たって、本制度の進展を期する上から参考となると考えられることを、以下のとおり本答申に付帯して付言する。

(1) 本件処分①に関連して補助団体から文書を添えて現金の返納があった際、当該職員が当該文書中の「会の事情により」と記載されている部分の具体的事情等を質したところ、その回答が得られなかったとのことであり、その間の事情、経緯を記録してなかったことは適切な対応とはいえない。後日のため記録し、行政情報として保有しておくべきである。

(2) 本件処分②については、開示請求が過去5年分に係る補助金取消等についてとなっているところ、本事案における補助金交付については、平成20年度から平成22年度までの3年分であり、残りの2年分については、もともと補助金の交付がないので、その旨、当該行政情報不開示決定通知書の理由付記欄に明記すべきである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成23年12月1日	諮問の受理（諮問第167号）
②	平成23年12月21日	実施機関から理由説明書を受理（諮問第167号）
③	平成24年2月16日	審議（諮問第167号）
④	同年7月31日	諮問の受理（諮問第207号）
⑤	同年8月17日	実施機関から理由説明書を受理（諮問第207号）
⑥	同年10月18日	審議（諮問第207号）
⑦	平成25年3月21日	審議（諮問第167号及び諮問第207号）
⑧	同年5月16日	実施機関からの意見聴取及び審議（諮問第167号及び諮問第207号）
⑨	同年6月27日	審議（諮問第167号及び諮問第207号）

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	備考
会長	池上純一	大学教授
委員	石川和子	弁護士
委員	伊藤一枝	弁護士
委員	岡本弘哉	弁護士
会長職務代理者	小室大	行政経験者

(五十音順)